ケアプランセンターしおがま翔裕園運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人杜の村が開設するケアプランセンターしおがま翔裕園(以下｢事業所｣という。)が行なう居宅介護支援の事業又は、介護予防支援事業並びに第１号予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、又適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。

２　事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療･福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名称　　　ケアプランセンターしおがま翔裕園

（２）　所在地　　塩竈市北浜四丁目６－５２

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

（２）　主任介護支援専門員　１名

介護支援専門員　　３名以上

介護支援専門員は，事業の提供を求められた場合には、利用者の希望を基礎として被保険者の認定に基づいた居宅サービス計画を作成する。又、必要時において継続的な援助を行なう。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営 業 日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までと国民の祝日及び国民の休日を除く。

（２）　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第６条　事業の内容は次のとおりとし、居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣並びに塩竈市が定める基準によるものとする。

（１）　要介護認定の申請に係る援助
（２）　居宅サービス計画の作成に関する業務
　事業所内の相談コーナーなどで利用者の相談を受けた上で、利用者の状況により課題分析を行い、原案を作成するものとする。
（３）　サービス実施状況の継続的な把握，評価，検証
　相談コーナー等においてサービス担当者会議を開催し内容の検討を行なうほか、居宅サービス計画作成後は原則として１ヶ月に１度,又は利用者の状況等により随時居宅を訪問し計画を検証,利用者の状況把握に努めるものとする。
２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、１ｋｍ当り１００円で積算した額を交通費として徴収する。
この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。
（１）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）
第７条　通常の事業の実施地域は、塩竈市・多賀城市・松島町・利府町・七ヶ浜町とする。

（虐待防止に関する事項）
第８条　事業所は利用者の権利の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画）
第９条　業務継続計画（BCP）策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（感染症予防、まん延防止の対策）
第１０条　事業者は、事業所内において感染症が発生し、まん延しないように次の措置を講じます。
（１）事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための会議を開催し、その結果を介護支援専門員に周知を図る。
（２）事業所は介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（秘密の保持）
第１１条　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約及び利用契約の内容に含むものとする。

（従業者の研修等）
第１２条　事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
（１）　採用時研修　　採用後１か月以内
（２）　継続研修　　　年１回以上

（その他運営に関する重要事項）
第１３条　この規程に定める事項の外、 運営に関する重要事項は社会福祉法人杜の村と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。